

## 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備 及び財政措置を政府等に求める意見書

近年、消費者を取り巻く様々な分野での被害が相次いでいる。

全国消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、1995年度（平成7年度）に274,076件であったものが、2006年度（平成16年度）には1,111,695件と、12年間に約4倍に増大している。こうした消費者被害の増大に対する消費者の不安・不信は、健全な市場経済の発展にまで悪影響を及ぼしていると指摘されている。

このような中、政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し「消費者行政推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置し、2008年（平成20年）6月13日に「消費者行政推進会議取りまとめ」（以下、「取りまとめ」という。）を発表した。

この「取りまとめ」では、行政の規範価値を「消費者の権利の尊重及び自立の支援」に転換することや縦割りの体制に対して消費者行政の一元化が必要であることを提言するとともに、「新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の強化を図ることが必要である。」として、地方消費者行政の重要性を明示している。

これを受けた政府は、第170回臨時国会に「消費者庁設置に関する法案」等を提案し、2009年（平成21年）4月にも消費者庁を創設するという意向を示している。

さらに、「取りまとめ」では「地方の消費生活センターと国民生活センターを（中略）一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築すること。」や「法律にも位置づけを行うことを踏まえ、国は相当の財源確保に努める。」ことも提言しているが、これは地方において、財政難から消費者行政に対する予算・人員を年々削減しているという現状を踏まえてのことである。これは、学校教員や消防署員などについては法的措置があるのに対して、消費行政分野では、地方自治体にすべてを任せただけで法的にも財政的にもほとんど措置がとられてこなかったことがその背景にある。

よって、町田市議会は、国会及び国に対し、下記の事項の実現を求めるものである。

### 記

1. 被害情報の集約体制を強化するとともに、国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあつせん処理ができるよう、消費生活センターの設置、業務、機能等を法的に位置づけ、これに必要な法制度を整備すること。

2. 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。